平成２３年（フ）第１０１８号
広島市安芸区矢野西３丁目32番30号
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
福岡県小郡市赤川287番地
債務者　白水美津子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県柳川市下宮永町212番地６　古川アパート２号
債務者　辻　　砂恵
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
福岡県柳川市下宮永町212番地６　古川アパート２号
債務者　辻　　尚志
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
福岡県柳川市大和町明野1311番地
債務者　武末亜里佐
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
沖縄県那覇市字安里388番地９大山アパート302
債務者　宮城リエ子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３６６号
沖縄県糸満市西崎町３丁目194番地　長嶺マンション401号
債務者　平安　純子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３４号
秋田市泉南３丁目27番23号　コーポピース102
債務者　八木橋幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９号
長野県上田市諏訪形875番地１　レトアＫⅡ号棟101号、住民票上の住所長野県上田市天神３丁目７番20号
債務者　名塚　　治
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７１号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目１番13号
債務者　松田　　貢
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７２号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目１番13号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１５３号
京都市山科区東野中井ノ上町15番地１　東野市営住宅５棟302号
債務者　内田　親幸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０１号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地６棟302号
債務者　田中　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７５号
京都市北区紫野上門前町39番地２
債務者　山本　安治
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９８号
京都市左京区一乗寺里ノ前町38番地１　清風荘７号
債務者　藤田　義國
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１７号
京都市東山区本町14丁目260番地　コーポ東山203号室
債務者　山本富士雄
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
広島県呉市上山田町７番５号
債務者　大平　政勝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４０号
広島県竹原市下野町3481番地１
債務者　寺内　誠史
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所呉支部